

(仮 訳)

プレス・リリース

2013年8月29日

金融安定理事会

金融安定理事会がシャドーバンキングの監視及び規制の強化に関する 提言を公表

本日、金融安定理事会（FSB）は、シャドーバンキングシステムの監視及び規制の強化に関する政策提言を公表した。これらの政策提言は、2012年11月18日に公表された市中協議文書に対するコメントを考慮している。

FSB は、シャドーバンキングに付随する潜在的なシステムック・リスクの抑制のために政策措置が必要と考える5つの分野に焦点を当てた。

- (i) 通常の銀行システムとシャドーバンキングシステムとの間におけるスピルオーバー効果の抑制
- (ii) MMF の取り付け騒ぎの発生しやすさの低減
- (iii) 証券化に付随するインセンティブの評価及び調整
- (iv) 市場のストレス時に資金調達の緊張を悪化させる可能性のある、レポ取引等の担保付資金調達取引及び証券貸借取引に付随するリスク及び景気変動を増幅させるインセンティブの削減
- (v) その他のシャドーバンキング主体によりもたらされるシステムック・リスクの評価及び抑制

本日公表された文書は以下のものから成る。

- シャドーバンキングに関する金融の安定化についての懸念に対処するためのFSBのアプローチの全体像、これまでの取り組み、更なる対策を提示する「政策提言の概要」と題する報告書
- 透明性の向上、証券金融取引の規制強化及び市場構造の改善を含む、金融の安定に関わるリスクに対処するための提言を提示する「証券貸借・

レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」と題する報告書。この報告書には、清算集中されない証券貸借取引に対するヘアカット算定方法の最低基準とヘアカットの数値上の下限（フロア）の枠組みに関する市中協議案が含まれている。

- MMF を除くシャドーバンキング主体（その他のシャドーバンキング主体）によりもたらされる銀行類似のシステムミック・リスクを評価し、対処するためのハイレベルな政策枠組みを提示する「シャドーバンキング主体の監視及び規制の強化のための政策提言」と題する報告書

他のシャドーバンキングに関する政策については、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が2014年までに上記の（i）の作業を完了し、上記（ii）と（iii）の分野に関しては、証券監督者国際機構（IOSCO）が、その報告書である「MMFに関する政策提言」及び「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」において最終政策提言を規定している。

ほとんどのFSBによるシャドーバンキングに関する政策提言はすでに最終化されており、国際的に協調的な手続きによりFSBの参加国が採択する予定である。しかしながら、清算集中されない証券貸借取引に対するヘアカット算定方法の最低基準とヘアカットの数値上の下限（フロア）の枠組みに関する提案については、金融システムに対する潜在的な影響についての更なる評価を考慮したうえで、規定される予定である。FSBは「証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」の付属文書2に掲げられた、市中協議案に対するコメントを歓迎する。コメントは2013年11月28日（木）までに、fsb@bis.orgへEメール又は郵送（国際決済銀行方FSB事務局宛、CH-4002、バーゼル、スイス）にてお送り頂きたい。全てのコメントは、コメントの送り主が特に機密の扱いを希望しない限り、FSBのウェブサイトにて公表される。

FSBは、関連する基準設定主体と連携して、シャドーバンキングに関する最終政策提言の実施状況をモニタリングする。また、FSBは引き続き、政策提言を策定するため、残された作業の進捗をレビューし、2014年11月のG20に進捗を報告する。

マーク・カーニーFSB議長は、「本日FSBが公表した政策提言は、シャドーバンキングにおける満期変換やレバレッジの重要な原因に対処するものである。これらの提言の実施は、シャドーバンキングを健全に行われる市場型金融に転換するという我々の目的の達成に向けた重要な一歩となる。このことは、翻って、我々の経済における資金調達先の多様化を、持続可能な形で促進するものであり、強固で持続可能かつ

均衡ある成長という G20 の最終的な目標にも寄与するものである。」と述べた。

ダニエル・タルーロ FSB 基準の実施常設委議長は、「シャドーバンキングの規制・監視の強化に向けた政策枠組みは、シャドーバンキングがもたらす金融の安定へのリスクを当局がより効果的に把握し、対処することを助けるものである。現在実施されつつある、銀行及びその他の市場参加者に対するより厳しい規制は、リスクの高い活動が規制の緩いセクターに流れるインセンティブを高める可能性があるため、このことは特に重要である。」と述べた。

注記

2011 年 11 月のカンヌ・サミットにおいて、G20 の首脳は、最初の提言とそれらを更に発展させるための作業計画を示した FSB の報告書「シャドーバンキング：監視及び規制の強化」を承認した。この政策提言を策定するため、5 つの作業部会が設置された。加えて、シャドーバンキングシステムにおける世界的な潮流とリスクを評価する脆弱性評価に関する常設委員会を通じて、FSB は毎年、世界的なシャドーバンキング・モニタリングを行っており、銀行に類似するリスクをもたらしノンバンクの経済活動および主体を早期に感知している。

「シャドーバンキングシステム」とは、「(完全に又は部分的に) 通常の銀行システム外の主体又は活動による信用仲介」、又は端的にノンバンクによる信用仲介と広く記述することができる。そのような仲介は、適切に行われた場合には、銀行融資に代わる、実体経済活動を支える重要な手段となる。しかし、危機から得られた経験は、いくつかのノンバンク主体及び取引が、金融の安定に対して銀行類似のリスクをもたらしような形（短期の資金調達に基づく長期の信用提供及びレバレッジ）で大規模に機能しうることを示している。そのようなリスクの発生は、主体レベルで起こるかもしれないが、規制下にある銀行システムに対し様々な形でフィードバックを与える方法で、徐々にレバレッジと満期変換が生じる取引の複雑な連鎖の一部を構成する可能性もある。

銀行のように、レバレッジがかかっており、満期変換を行う主体であるシャドーバンキングシステムは、取り付け騒ぎに対し脆弱であるとともに、伝播リスクを生み出す可能性があり、結果としてシステムック・リスクを増幅させうる。そのような活動はまた、手当がなされない場合、突然の信頼感の低下に対して脆弱な信用チャネルを作り出すことにより、資産価格及び与信の急激な低下を引き起こしやすくする一方で、信頼感が急上昇する間、信用供与と資産価格の上昇を加速することにより、プロシクリシティを高める可能性がある。そう

した効果は、2007年から2009年にかけての、資産担保コマーシャルペーパー（ABCP）市場の混乱、ストラクチャード・インベストメント・ビークル（SIV）及び導管を用いた組成 - 販売モデルの失敗、MMF に対する取り付け騒ぎ及びレポ・証券貸借取引の取引条件の突然の見直しに顕著に現れた。しかし、銀行は健全性規制及び他のセーフガードというよく整備されたシステムに服しているのに対し、シャドーバンキングシステムは、典型的にはより緩い監視の枠組みに服しているか、又は監視の枠組みに全く服していない。

FSB の作業の目的は、通常の銀行システム外で発生する金融の安定に対する銀行類似のリスクに対処するために、そのようなリスクをもたらすことのない持続可能なノンバンク金融のモデルを阻害することなく、シャドーバンキングが適切な監視及び規制に服することを確保することである。そのアプローチは、危機の最中に問題の根源であったものを出発点として、システムにとって重要な活動に焦点を当て、金融の安定へのリスクと比例するものとなるよう設計されている。それはまた、急速に発達する銀行類似のリスクをもたらす新たな活動を早期に特定し、必要な場合に、それらのリスクに対処するための、シャドーバンキングシステムのモニタリングのためのプロセスを提供する。同時に、市場の相互関連性及びシャドーバンキングシステムの強力な適応能力を考慮すると、FSB は、この分野の提言は必然的に包括的なものでなければならないと考える。

FSB は、各国金融監督当局および国際基準設置主体の取組みの国際的水準での調和、実効的な規制、監督、その他金融の安定に資する政策実施の発展および促進のために創設された。FSB には、24 の国・地域における金融の安定に責任を有する当局、国際金融機関、業態毎の規制・監督当局の国際団体、中央銀行の専門家委員会が参加している。

FSB の議長はマーク・カーニー英中銀総裁であり、事務局はスイスのバーゼルの国際決済銀行内に置かれている。

FSB についての詳細は、FSB のホームページを参照されたい。